

清末の中国人日本留学生に関する研究

—主に留学経費の視点から

外国語学研究科 中国言語文化専攻 博士後期

胡 穎

本研究は、清末の留日学生の派遣の開始から辛亥革命の勃発前後までの時期において、主に留学経費の視点から中国人日本留学史を検討するものである。

中国人日本留学史を取り上げた従来の先行研究は、日中両国の政治、文化交流、中国近代化へ日本側が与えた影響と留学生の役割など様々の視点から多くの研究成果が挙げられた。これらの先行研究の中でも中国人留学生の経費の問題を取り上げた一部の研究が見られるものの、各省ごとの中国人留学生の経費が調達される詳細や学費と医療費の支出などを詳細に言及するものではなかった。

ところが、清末の留日学生の派遣は、中央政府が一括して管理したものではなく、中央政府の各省庁と各省が留学に必要な経費を独自に調達する体制であった。それゆえ各省がどのような方法で留学経費を調達したのか、官費生の派遣を巡って実際にかかった各種支出と医療費の状況がどのようなものであったか、そして、各省の財政状況が留学経費にどのような影響を与えたのか、などを詳細に検討する必要がある。また、中国人留学生を受け入れ日本側の各学校において、入学金や授業料などの諸費用がどのような確定したのか、などについても検討しなければならない。

本研究は、以上のような研究課題に答えるべく、まず、中国人留学生を受け入れた日本側の各学校の諸費用がどのような算定されたのかについて、各学校が東京府の知事宛てに提出した学費の費用に関する一次資料として『文書類纂 学事 第一種 私立各種学校』（東京都公文書館所蔵）を利用し、その学費算出の根拠を明らかにしていく。また、派遣側の各省の留学経費調達や支出については、清末の留学生派遣において代表的な省である湖北省、直隸省、奉天を中心にした東北三章を取り上げて、直隸総督の袁世凱や湖広総督の張之洞（『袁世凱奏議』、『張之洞全集』など）の記録のほか、東京の駐日公使館内に設置された游学日本学生監督処が発行した『官報』とその附録の『経費報銷冊』などを利用し、その詳細を究明していく。ここで挙げた資料の多くは、すでに同研究領域の研究者には知られているものもないわけではないが、まだ十分に利用されておらず、さらなる読み込みが可能であると考えている。

本論文の構成と内容は以下のとおりである。第一部の第一章「清政府の留学生派遣の背景と諸政策」では、主に清末の留日学生の派遣を巡る背景とその政策の立案の過程を論じている。特に留学にかかる諸経費を全て負担するほど財政状況に余裕があるわけではなかった。そこで、清政府は、地理的に近く留学経費も欧米諸国に比べれば、廉価で抑えることができる日本への留学を推奨したのである。

第二章「日本側の中国人留学生教育を行う私・官立学校」では、多くの留学生を受け入れた日本側の各私立学校を総体的に捉え、それぞれの学校の入学手続きに関する規定、

諸費用及び医薬費の管理に関する規定、そして、官立学校において、中国人留学生が入学する時に必要な入学書類や入学金などについて詳細を検討している。

第二部の第三章「湖北省における留学生派遣と留学経費」では、張之洞の主導で行われた湖北省の日本への留学生派遣及び留学経費の調達などについて論じている。一時的に400名以上の官費生が在日しており、湖北省の鉄道建設を担う人材を専門に育成するために、東京に湖北路鉞学堂を設け、その運営にかかる全ての費用を湖北省が負担するまでを論じたうえ、1910年になってから湖北省の財政状況はますます悪化したため、日本に留学していた官費生の全体を中国に引き揚げることを検討せざるを得なくなった過程を明らかにすることができた。また、官費生に支出した医薬費の負担を巡っては、絶えず、不正の問題が持ち上がり、会計の管理が大きな問題として指摘され、官費生の留学費用の全体の中に占める医療費の比率は7%を占めていることがわかった。

第四章「直隸省における留学生派遣と留学経費」では、袁世凱の主導の下で実施された直隸省の留日学生の派遣は、湖北省より計画性が見られ、留学経費の問題も湖北省ほど深刻ではなかったことを明らかにした。そのほかに他省の出身者が、直隸省の官費が支給されるなどの「客籍官費」という事情は『官報』の事例を通して明らかにすることができた。また、直隸省においても、医薬費の支出の比率が7%を占めていたことは湖北省と変わらず、医薬費の支出拡大という問題が湖北省だけの問題ではなかったことがわかる。

第五章「奉天を中心にした東北三省の留日学生」では、奉天省の留日学生を中心に論じたうえ、「特約五校」が実施されてから、もともと留学生の人数が少ない東北三省は、学部決められた補助金の三割や二割しか払わなかったことから、ほかの省と同様に五校の補助金を分担することに不満をもっていたことが分かった。

第六章「清政府の財政難で生まれた公費生の派遣とその留学経費」では、清朝の中央政府と各省の地方政府が厳しい財政難に直面し、留学生の派遣ができなくなった穴を埋めるために実施された「公費生」の派遣という問題について述べている。地方の州や県の公費を使って派遣された各省の公費生と官費生との異なる待遇（学費、渡航費、医療費など）を述べた後、清朝政府が頼りにしていた地方公費の財源が潤沢であったわけではなかったため公費生に対する送金が遅れるという問題が頻発し、公費生の日本での留學生活が極めて困窮していたという状況などを明らかにしている。

以上の検討によって、「日本が近い費用を省く」という側面を持つ清末の留日学生派遣の結果としては、真に経費の節約ができたと言いがたく、その官費生の派遣と経費管理面に大きな問題があったと指摘できる。さらに本研究を通じて、現在の日本にいる多くの中国人留学生の諸相を理解するには、一助になることを期待すべきではないか、と筆者が考えている。

清末の中国人日本留学生に関する研究 —主に留学経費の視点から

博士論文の目次

序章 清末の中国人日本留学生研究をめぐって

- 第一節 本研究の問題意識
- 第二節 先行研究の検討と課題
- 第三節 本研究の構成と研究方法

第Ⅰ部 清政府の日本留学生派遣と日本側の対応

第一章 清政府の留学生派遣をめぐる諸政策と日本側の対応

- 第一節 留日学生派遣政策の成立及び日本側の働きかけ
- 第二節 日本側の留学生受け入れ
- 第三節 小結

第二章 中国人留学生教育を行う私・官立学校

- 第一節 各私立学校における入学規定
- 第二節 各私立学校における諸費用
- 第三節 官立学校の留学生受け入れ
- 第四節 小結

第Ⅱ部 清政府の留学生派遣と留学経費の問題—主に『官報』にみえる各省の事例

第三章 湖北省の留日学生派遣と留学経費

- 第一節 最初の留学生派遣及び留学経費の調達
- 第二節 留学経費の各種支出—官費生と監督・委員の場合
- 第三節 監督処設立前の留学経費の管理及び留日学生人数の変化
- 第四節 監督処管理下における費用支給の種類及び人数変化
- 第五節 鉄道官費生—湖北路鉱学堂及びその他
- 第六節 湖北省の留学経費予算、医療費問題及び経費総支出
- 第七節 小結

第四章 直隸省の留日学生と留学経費

- 第一節 最初に派遣された留日学生について
- 第二節 留日学生派遣の概況—遊歴官紳を含む
- 第三節 高等留日師範生—広島と東京の両高等師範学校
- 第四節 自費生から官費生への変更をめぐって—客籍官費生
- 第五節 官費生の経費支出
- 第六節 小結

第五章 奉天を中心にした東北三省の留日学生

- 第一節 奉天留日学生の概況及び陸軍官費留学生の派遣
- 第二節 奉天省の速成師範生と女子留学生
- 第三節 吉林・黒竜江両省の留日学生概況及び東北三省の「特約五校」補助費
- 第四節 小結

第六章 清政府の財政難と公費生の派遣—留学経費を中心に

- 第一節 各省における公費留学の背景
- 第二節 各省から派遣された官・公費生の区別
- 第三節 公費生の留学生活状況—官費生と比較して
- 第四節 公費生の学費延滞問題など
- 第五節 小結

終章

清末の中国人日本留学生に関する研究 —主に留学経費の視点から

序章 清末の中国人日本留学生研究をめぐって

第一節 本研究の問題意識

現実には、歴史に類似することがしばしば起こる。中国人の日本留学の出来事においても、現在の中国人の日本留学と 110 年前の清朝時代の日本留学は相似しているところが多い。この異なる時代の中国人日本留学はどこが相似しているのか、を見ていきたい。

まず、現在の中国人の海外留学から見ることにする。中国教育部の統計によれば、2014 年度、中国人海外留学の総人数は凡そ 46 万人、そのうち、公共団体の派遣は 1.55 万人、国家官庁の派遣は 2.13 万人、それ以外はすべて自費留学で凡そ 42.30 万人と総人数の 92% を占めている。また、別の統計によると、中国人が海外留学先を選択する人気国について、アメリカは相変わらず最も人気があり (51.8%)、続いて順にイギリス、カナダ、オーストラリア、ドイツがベスト 5 位に入る¹。4 位までの共通点は英語圏の国家であることで、世界共通の言語と言える英語圏の国家を留学先に選ぶのは当然のことである。しかし、英語圏ではないドイツに人気がある原因の一つは、ドイツの公立大学では授業料を徴収しないことにある。この点は海外留学を希望する者に魅力を感じさせるのであろう。さらにドイツの場合、授業料無料だけでなく毎週 20 時間アルバイトすることも許可されており、自費留学であれば、ユーロ圏の国であるドイツを留学先として考えるのは理解できよう。以上が近年の中国人海外留学の大よその傾向であると言える。

一方、現在の日本は清末のように中国人の留学先として優先的に選ばれてはいないが、中国人留学生の人数が 6 番目に多い国で (2014 年日本文部省の統計によれば、中国人留学生は 7 万 7 千人以上)、中国人の海外留学先として依然魅力のある国である。

いったい、留学先としての日本の魅力はどこにあるのか。世界中の若者を魅了する日本特有の文化 (漫画、アニメなど) や先進国としての進歩性などに惹かれる要素以外について考えてみる。自費留学が殆んどを占める今、留学する国の学費や生活費を含む留学経費の予算は、留学先を選ぶ重要な要素である。中国の海外留学仲介機構の情報によれば、海外留学にかかる費用の見積もりで、アメリカ、イギリスなどの欧米諸国に比べると、日本の留学費用は相対的に安く、およそ年間 10 万人民币元 (200 万円) とされる²。留学費用が安い理由で留学先を選ぶ背景には、家庭の収入が相対的に少ないという経済的な要素がある。収入が少ない家庭から来た自費生は、学費を補うために、留学先の国で許可される一週間

¹ 苗丹国『出国留学生六十年』中央文献出版社、2010年、690～691頁を参照。

² 百度文庫「各国留学費用予算一覧表」[http://wenku.baidu.com/view/f5c75a8783d049649b6658dd.html](http://wenku.baidu.com/view/f5c75a8783d049649b6658dd.html?re=view) (検索日2015年9月1日)。

のアルバイト可能時間数がいくらかに関心を置く。様々な自費生に向けた中国の留学仲介機構による情報の中にも、各国の週間アルバイト可能時間数が入っている。日本は、自国の労働力の不足を補うため、外国人留学生のアルバイトの管理を緩めて、週間の最大時間数を 28 時間とし、春・夏休みは 40 時間まで許可し、ほかの国に比べると就業可能時間数が長い。アルバイトの収入で留学先の生活費を補う可能性があれば、自費留学生にとって日本は有力な選択肢となる。また、日本は欧米諸国に比べると、中国に近く、行き来が便利で旅費も安いことが、留学先としての魅力の一つであろう。さらに、中国人にとって、同じ漢字を使っている国へ留学するのは、言語上の利点を感じるだろう。

ここから歴史に戻り、今から 110 年前の清末の中国人日本留学に遡ってみる。清末の日本留学の初期に派遣されたのはほぼ官費生であり、1901 年から自費による日本への留学が提唱されたことで、自費生が徐々に増加し、科举制度が廃止されたあとには自費生の人数は官費生を上回って、清国が終焉を迎えるまで、ずっと多数を占めていた。

清末に出版された各種の日本留学のガイドブックでは「経費は游学の母なり」というほど、留学経費の重要性が示されている。また、清政府が日本を留学の派遣先とした客観的な要素は、欧米より距離が近くて留学経費が節約できることであった。日本への留学経費が安いと、中央から各省まで全国的に困窮する財政状況の中、多くの留学生を日本へ派遣することができた。中には、政府の官費による派遣に選ばれず、官僚の子弟や富裕な家庭出身でもないにもかかわらず留学の志を持つ知識人が少なくなかった。このような知識人に向けて、すでに日本にいる留学生らが記した留学勧誘書には、自費で来日後、各種の教科書などを翻訳する方法で学費を補うことが可能であると記されていた。例えば、当時留学中の呉稚暉は次のように語っている。

学費の不足を補うには、日本の教科書を翻訳するのが最もよく利用される方法である。もし日本語ができ、かつ漢文も優秀な学生であれば、一日に一・二千字を訳すのに、二・三時間しかかからない。翻訳で稼いだお金は学費を補充するのみならず、家計の助けにもなる。ただこのような方法は学生各自の能力によるもので、すべての者に適応するわけではない。しかし、たとえ学費の準備が整わないで軽率に日本へ渡ったとしても、時を経て各自で生きていく道がきっと見つかる。³

この文章は日本留学の費用調達に困っている自費生に向けられたものだが、翻訳を通して稼いだお金で学費を補充することが可能であると示している。現在日本にいる留学生らがアルバイトをするのと同様のことである。

清末の留日学生の在籍学校をみれば、私立学校が 90% 以上を占めて、官立学校（日本の文部省直轄学校）はわずかである。私立学校では、速成科が 60% を占め、普通科（中学レベル相当の知識を教える）は 30% を占めている。私立学校の多くは、専ら留日学生のために設けられ、清国側の情勢と急務である人材育成のニーズに合わせた傾向があり、速成科と普通科の教育を実施した。留学生教育の状況に対して、当時の日本国内でも、営利目的で留学生を受け入れる学校は「学店」や「学商」と呼ばれ、批判の声が上がった。

³ 「志士呉稚暉説留学東洋之便利」『選報』第三十二期、光緒二十八年九月二十一日（1902年10月22日）。

現在の中国人日本留学は、多くがすでに国内で12年の義務教育を受けた後のものであり、普通学の教育を求めた清末の日本留学と根本的な違いがあるが、さまざまな問題が発生している。「平成26年度(2014)外国人留学生在籍状況調査」(独立行政法人日本学生支援機構)によれば、日本の外国人留学生の大学学部生の在籍比率は国立16.5%、公立2.7%、私立80.9%であり、留学生の進学のために設けられた日本語学校は100%私立学校である。日本の外国人留学生の中で多数を占めている中国人留学生は私立大学に在籍する者が最も多いのは言うまでもない。現在の中国人留学生の問題に注目している研究者はすでに「一部の日本語学校は営利主義的経営を行ない、教育条件や教師の資質が極めて劣悪だ」、「一部の大学も、経営危機の打開策として、受け入れ環境を整備しないまま、多数の留学生を受け入れている」⁴と指摘している。

現在の中国人日本留学と110年前の中国人日本留学を見てみると、似たような要因で日本を留学先に決めるものの、どちらも日本における教育上の様々の問題に直面している。なぜ、110年前と似たような問題が現在また起こっているのか、根本的な原因はどこにあるのか。中国人日本留学史を研究する際に、考えなくてはならない問題である。それは、筆者が最も関心を持ち、本研究に取り組んだ問題意識の端緒である。

本研究の主な目的は、清末の中国人日本留学の研究を通じ現在の中国人日本留学の問題を考える際のヒントを得て、解決法を見出すことにある。

従って、本研究は日中両国の角度から清末の中国人日本留学を検討する。日本側の角度では、日本側が留学生を受け入れる流れがどのように形成されたのか、日本の教育法制上から日本の各私立学校の入学規定と諸費用がどのように決められたのか、をみることにする。清国側の角度では清末に留日学生の派遣をした湖北省、直隸省と奉天を中心とした東北三省を取り上げ、留学経費の視点から清末の留日学生の派遣に存在した諸問題を探る。二つの角度は一見大きな関連性がないかに見えるが、実際、一つの問題を構成する両面である。すなわち、清末の中国人日本留学をめぐる出来事に、教育を実施する側と送り出す側の両方において反省すべき点があるかどうかを検証したい。

清末の中国人日本留学史を研究するには、当時の両国間の政治的な背景から離れることはできない。日本の外務省と参謀本部が主導して留学生の受け入れを働きかけてから、日本の教育界を中心に民間団体まで関わった清国留学生の教育は、日本の対華政策の中で優先して行われた。このようなスタンスで行われた留学生教育は、留学生の間で起こったさまざまな問題の原因にもつながっているかどうか、本来の留学生教育はどうあるべきであるかについても、本論文で検討したい。

他方、前述したように、多くの留学生を日本に派遣する客観的な要素の一つは、張之洞の『勸学篇』にある「地理的に近く、費用を節約できる」ということである。しかし、清政府と各省が財政難である状況下、多くの官費生が派遣され、その管理を各省が派遣した監督によるものから中央統一的な管理機関である游学日本学生監督処(以下監督処と略す)

⁴ 浅野慎一「中国人留学生・就学生の実態と受け入れ政策の転換」『労働法律旬報』2004年5月25日。

の設置へと変更されたことから見れば、巨大な留学経費の支出が各省の負担を拡大させたのも事実である。各省による官費生の派遣から監督処の運営までに要した留学経費は、張之洞が言ったように「節約できる」ものだったのであろうか。それについても本研究で検証したい。

なお、本研究で取り上げる時期は、清末の日本留学生派遣の開始から辛亥革命の勃発前後までの間に設定する。

第二節 先行研究の検討と課題

これまで、中国人日本留学史について、日中両国の研究者により、多くの研究成果が収められている。しかし先行研究にはいくつかの問題点が存在しており、すでに指摘されているように、総論的な研究が多い、制度史や政策史に偏り、中国側の留学生政策を中央政府に集中し各省の留学政策や派遣実態に関する研究が足りないなどが挙げられる⁵。ここでは、本研究に最も関連性がある先行研究を取り上げ、それらの研究の問題点を指摘し、本研究の課題を明確にしたい。

まず、清末の中国人留学生を受け入れた私立学校についての先行研究から見ていく。最初に私立学校に触れたのは松本亀次郎の『中華留学生教育小史』（表 0-1 の通番 1）である。松本は『小史』で、当時の主な留学生受け入れ学校である私立 13 校を簡単に紹介した。のちのさねとう・けいしゅうの著作（表 0-1 の通番 2）にも留学生を受け入れた諸学校が記述されているが、両者とも簡略な紹介にとどまっている。1980 年代になって、一つの私立学校を取り上げて詳しく検討したものとしては阿部洋を代表とする研究グループの蔭山雅博による研究がある。蔭山は代表的な留学生受け入れ校の一つである宏文学院を取り上げ、講道館に所蔵してある宏文学院の関係書類を駆使し、一連の研究論文（表 0-1 の通番 3）を通して、その設立経緯、留学生の教育実態、改組及び閉鎖までの留学生教育の実情を明らかにした。氏の研究をきっかけとして、のちの留学生受け入れの私立学校の研究には個別事例を取り上げるものが多くみられた。中村義は、陸軍留学生の予備教育を行う成城学校を取り上げ、現存の史料を利用して、最初の陸軍留学生の受け入れから参謀本部が予備教育の依頼を返上するまでの経緯や教育状況などを検討した（表 0-1 の通番 5）。小林共明は、成城学校の後継校である振武学校を取り上げ、参謀本部へ報告された「清国留学生監理委員会」の公文書などを使い、振武学校の教科書、教員、経費の管理などについて考察した（表 0-1 の通番 6）。そのほか、女子留学生を受け入れた私立三校（女子美術学校、女子医学校、日本女子大学校）と官立三校（東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校、蚕業講習所女子部）を中心に考察した周一川（表 0-1 の通番 7）、日本体育会における留学生の軍事・体操教育を取り上げた尚大鵬（表 0-1 の通番 8）、女子留学生を受け入れた実践女学校を取り上げた上沼八郎（表 0-1 の通番 4）などの研究が挙げられる。

⁵ 王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』学文社、2004年2月、19～22頁。

また、一つの私立学校を取り上げて、留学生に対する教育内容を科目ごとに踏み込んで考察する論文も多くみられる。宏文学院や東京同文書院における留学生の日本語教育について検討した張金塗（表 0-1 の通番 9）と北村淳子（表 0-1 の通番 11）、振武学校・成城学校における留学生の日本史教育について考察した鈴木正弘などの研究が挙げられる（表 0-1 の通番 10）。

以上のような私立学校に関しての研究の特徴は、一或いは二・三校の私立学校を取り上げ、それぞれの学校の留学生受け入れから教育内容などを明らかにした点である。

次に、清末に中国人留学生を受け入れた官立学校に関する先行研究において、最も早期のものは、二見剛史の研究である。二見は、第一高等学校における清国留学生の受け入れ経緯及び本格的な予備教育制度の成立と展開などを一連の論文によって検討した（表 0-1 の通番 12）。官立学校に関するのちの研究は、それぞれの学校一覧や学校側に保管されている史料を利用し、「特約五校」の東京高等師範学校、山口商業学校、千葉医学専門学校、第一高等学校などを取り上げたものが見られる（表 0-1 の通番 13～16）。

しかし、私立学校の事例研究にせよ、官立学校的事例研究にせよ、当該機関の教育状況などを明らかにしたにもかかわらず、個別事例研究に留まっている。そこに複数の私立学校や複数の官立学校を比較する視点を入れなければ、留学生受け入れ学校の全体像がなかなか見えてこないという問題がある。すなわち、総合的な視点から多くの学校を総合考察する研究はまだ十分には行われていない。

他方、清末の中国人日本留学史研究のもう一つの側面である留学経費に関する先行研究を検討してみる。最も早く留学経費に触れたのはさねとう・けいしゅうである。さねとうの著作には、当時の中国国内の知識人向けの留学案内書を利用して、学費、寄宿舎、書籍・筆・ノート、雑費及び日本までの旅費など、所謂日本留学にかかる必要な費用を紹介しているが、派遣元の留学経費に関する予算やそれぞれの学校の具体的な諸費用までは触れていない。その後長い間、中国人留学生史研究において留学経費は重要視されてこなかった。しかし、20 世紀末頃より大里浩秋・孫安石の研究グループによって、留学経費に着目する研究が再び中国人日本留学史の研究者の視野に入ることとなる。1999 年 8 月の浙江大学の「清国における日中文化交流」シンポジウムで、大里浩秋は『官報』と『経費報銷冊』を利用して「経費面からみた清末留日事情」という題目で報告し、初めて官費生が中央の進士館や八旗及び各省ごとの派遣部署に所属し、そこから経費を提供されていることに触れた。ここで『官報』と『経費報銷冊』については、少し説明を加えたい。『官報』は 1906 年 12 月に東京の駐日公使館内に設置された監督処により発行された清末の留日学生の専門誌であり、その附録としての『経費報銷冊』は監督処の運営経費と学部や各省に派遣された留学生の経費収支の明細を記録している報告書である⁶。その後、大里は『官報』（附録の

⁶ 『官報』の詳細は大里浩秋「『官報』を読む」（大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』お茶の水書房、2002年）を参照されたい。また、『官報』については2009年9月に北京国家図書館出版社により復刻出版されたが、その附録『経費報銷冊』は収録されていない。

『経費報銷冊』を含む) という史料を統括的に概観したうえで、第 1 期を中心に以降の期号にも触れる中、自費生が官費生となる際の各省の対応の違いや官費生とはっきり区別されていない公費生への送金の遅れなどの問題点を指摘している。さらに病気にかかった官費生の治療法と監督処の医薬費に対する管理を紹介し、清末留日学生研究における当該資料の有用性を提示している(表 0-1 の通番 17)。また孫安石は、「経費は游学の母なり」という題目で留学経費及び生活調査を取り上げて検討しているが、取り扱う時期を清末に限定せず、1930 年代における日本側の留日学生に関する生活調査まで扱っている(表 0-1 の通番 18)。しかし、清末期の留学経費について、『官報』と『経費報銷冊』を利用した分析は不十分であり、さらに詳しく検討する余地は残されている。

中国側の研究者による経費面から留日学生を考察する研究もいくつか見られる。田涛は官費生の待遇、著名人の回想録を利用した自費留学の費用調達や生活状況、清末民初に出版された各省の『財政説明書』に書かれている留学経費及び留日学生全体の留学経費の概算などを述べているが、各省の留学経費の支出や官費生の医薬費などは詳しく検討していない(表 0-1 の通番 19)。劉功君の論文は、総括的に留学経費の調達を論じるとともに、清政府が官費生の管理を強めたことなどに言及している(表 0-1 の通番 20)。盛海生・汪明舟の論文では、日本留学の経費だけでなく欧米の留学経費を含む中央政府の各部署の経費の調達、医薬費を含む留学生に対する補助などを述べ、特に留学経費の支出の合理性や監督処の職員が多すぎるため経費の浪費があった可能性を指摘している(表 0-1 の通番 21)。

しかし、清末の留日学生派遣及び経費の調達はいずれも概括的に取り上げられているが、実際は中央政府と各省政府の派遣元により行われているため、各省ごとに分けて検討する必要がある。また、上述した日中両国の先行研究のいずれも医薬費を支給することに触れているが、医薬費の拡大や一部の濫用などによって、留学経費全体の負担になったことには、殆んど言及していない。

なお、清末の中国人日本留学の先行研究は、官費生と自費生の側面から検討しているものが殆どであり、地方公費で派遣された公費生という種別については上述の大里の研究で触れた程度で、まだ十分な検討がなされていない。そこで、筆者としては、留学経費という視点から清末の留日学生の歴史を研究する以上、財政難により地方州や県によって地元の公費(清末の国家財政外の公的な資産を指す)を使って日本へ派遣された公費生を詳しく検討する必要があると考えている。

以上、本研究に特に関連のある先行研究を取り上げ、その問題点を述べた。そこで、この問題点を解決するため、留学生を受け入れた私立学校と官立学校を総体的な視点から取り上げ、派遣側を省ごとに細分化する手法で、各学校側に支払われた諸費用と派遣側に提供された経費という二つの側面からのアプローチで留学経費に着眼したい。留学生を受け入れた私立学校の全体像を見るには、1899 年文部省により頒布された「私立学校令」に従って設立者から東京府知事宛てに提出された設立申請書類が役立つ。これらの申請書類には、各私立学校の位置、設立目的、入学資格、学校側に納める諸費用が詳しく記されている。

る。現在、それらの申請書類は東京都公文書館に所蔵されている『文書類纂 学事 第一種 私立各種学校』という簿冊（図 0-1）に含まれている。また、官立学校の場合は、『官報』に載った監督処から留学生への通知に含まれる各官立学校の入試情報や『経費報銷冊』などを利用したい。派遣する側の留学経費の側面については、清末の留日学生派遣に深く関わった張之洞が強い影響力を持つ湖北省と清政府の軍事・政治制度の変動に関わった袁世凱が総督を務めた直隸省及び筆者の出身地である奉天を中心にした東北三省、加えてさらに省レベル以下の地方公費を留学経費として派遣された留学生を取り上げ、『張之洞全集』、『袁世凱奏議』、当時の新聞・雑誌の記事、『官報』と『経費報銷冊』などを利用する。一連の先行研究の成果に加え、本研究では、主に留学生受け入れ校になった私立学校の入学規程及び諸費用と官立学校の入学資格及び諸費用をそれぞれ確認し、官・私立学校の入学及び諸費用の違いがどこにあるのか、そして、湖北省、直隸省、及び東北三省の留学事情の特徴、留学経費の支出及び官費生の医薬費の問題などに加え、公費生をめぐる送金延滞の問題を検討し、留学経費の視点から清末の中国人日本留学の歴史における再認識の必要性を考えてみたい。本研究は、あくまでも中国人日本留学史の研究領域の諸先輩の知見を借り、まだ十分に利用されていない資料を再利用してさらに具体化或いは細分化する研究作業を通して、同領域の空白を少しでも埋めるよう筆者が微力を尽くすものである。



【図 0-1】資料の表紙

第三節 本研究の構成と研究方法

本研究は、序章、第Ⅰ部、第Ⅱ部と終章という構成で全 8 章からなる。

第Ⅰ部は 2 章あり、第一章は先行研究を踏まえながら、日中両国の留学政策に関する史料、外務省外交史料館に所蔵されている関係書類、清末の中日交渉史料などを利用して、清政府の留学生派遣の背景、派遣政策の成立、及び日本側と協議して定めた日本留学生に関する政策などを考察する。同時に日本側の外務省の留学生受け入れを日本の私立学校に誘導する動き、日本の教育界における対清国留学生教育への態度、及び日本の私立学校が主に留学生教育を行う教育機関になる流れの形成等を検討する。

第二章は、多くの留日学生を受け入れた日本側の私立学校について、東京都公文書館所蔵の「文書類纂 学事 第一種私立各種学校」という簿冊で確認した特設教育機関或いは特設科を全体的に取り上げ述べることにする。第Ⅱ部で主に清国側の事情を検討すると対照的に、受け入れ側の各私立学校の入学規定と諸費用を中心にしている。さらに、補足として、最初の官立学校の留学生受け入れ、自費生が合格すると官費を与えられる対象校であった官立学校における入試の諸手続き、『官報』と『経費報銷冊』にみられる特約五校の補助金や五校に在籍している官費生の費用などについて検討する。

第Ⅱ部は4章に分け、主に『官報』と『経費報銷冊』を利用して検討する。ここでは『官報』と『経費報銷冊』以外の資料について言及していく。

第三章は清末の留日学生派遣政策に深く関わった人物である張之洞の影響力が最も強い湖北省を取り上げ、『張之洞全集』にある留学生派遣に関する文書や当時の新聞雑誌などの資料を利用し、湖北省の最初の留学生派遣をめぐる背景、張之洞が経費の出所を見出せないことから派遣人数の削減に至った状況を述べた上で、『官報』の関連文書を利用して鉄道建設に携わる人材を養成する湖北路鉅学堂の経営、監督処管理下の湖北省の留学経費の総支出、学費支出、医薬費支出などを考察する。

第四章は、張之洞と同じく中国近代史上に残る人物である袁世凱が総督を務めた直隸省を取り上げ、外務省外交史料館の資料と『日華学堂日記』、『袁世凱奏議』、当時の新聞雑誌などを使って、直隸省の留日学生に関する先行研究を補完すると同時に、『官報』を利用して直隸省が教員養成のために高等師範の留学生を派遣した実情、直隸省内の各州や県から遊歴官紳を派遣した経緯と彼らの待遇、直隸省の各派遣元の経費支出状況および直隸省の留学経費の総支出や医薬費支出などを考察する。

第五章は、留日学生の人数が少ない奉天省を中心にし、奉天省の速成師範留学生の卒業後について、また女子留学生の派遣と他省の女子学生が奉天の官費を支給した状況及び吉林省、黒竜江省を含む東北三省の特約五校の補助金に対する態度などを考察する。

第六章は、第三、四、五章で考察した省別の官費生ではなく、湖北省、直隸省を含む全国の省から派遣された公費生を中心に考察する。具体的には、各省における各地方州や県から公費生が派遣された背景、公費生と官費生の区別、公費生の留学経費が遅延した問題及び生活状況などを明らかにする。

終章は全体を総括し、最後に今後の研究課題を提示したい。

なお、本研究で扱う資料としては、おもに監督処により発行された『官報』とその附録としての『経費報銷冊』を利用し、そのほかに東京都公文書館所蔵の「文書類纂 学事 第一種私立各種学校」、当時の中国側の新聞雑誌、外務省外交史料館所蔵の関係文書、『張之洞全集』、『袁世凱奏議』などを用いる。

ここで本論文に出ている通貨単位、年月日の表示法、表の表記及び用語についてことわっておきたい。

1. 通貨単位について、特別な説明がなければ、全て日本円で表記している。しかし、資料の中で通貨単位が清国の銀元か日本円か分別しがたい場合は、原資料のままで表す。
2. 原資料で中国の陰暦を表記している場合、すべて西暦に換算して表示する。
3. 本文で取り扱う表は、序章の表1であれば、【表0-1】、第一章の表1であれば【表1-1】のように記す。
4. 本論文では中国人日本留学生をすべて留日学生と表記する。

【表0-1】 先行研究一覧表

通 番	研究者姓 名	題目	出版社・出典	出版年
1	松本亀次郎	『中華留学生教育小史』	東亜書房	1931
2	さねとう・けいしゅう(実藤恵秀)	『中国人日本留学史』	くろしお出版	初版 1960・増補版 1970
3	蔭山雅博	「宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端」	日本教育史学会『日本教育史学会紀要』第23集	1980
		「宏文学院における中国人留学生教育の展開—清末期留日教育の一端(二)一」	斎藤秋男編『教育の中の民族—日本と中国』 明石書店	1988
		「信濃宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端(三)一」	学習院大学史学会『响沫集』第7	1992
4	上沼八郎	「下田歌子と中国女子留学生—実践女学校『中国留学生部』を中心として」	『実践女子大学文学部紀要』第25号	1983
5	中村 義	「成城学校と中国人留学生」	辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』 汲古書院	1985
6	小林共明	「振武学校と留日清国陸軍学生」	辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』 汲古書院	1985
7	周 一川	「中国人女子留学生を受け入れた官立三校について」	慶応義塾大学文学部内 三田史学会 『史学』 第67巻 第1号	1997
		「中国人女子留学生を受け入れた私立学校について—民国初期を中心に—」	慶応義塾大学文学部内 三田史学会 『史学』 第68巻 第3・4号	1999

8	尚大鵬	「日本体育会体操学校における清国留学生一雑誌『体育』より一」	中国四国教育学会 『教育学研究紀要』第 46 卷 第 1 部	2000
		「明治後期における中国人留学生に対する軍事教育一日本体育会を中心として一」	広島東洋史学研究会 『広島東洋史学報』第 6 卷 第 11 号	2002
9	張金塗	「戦前の日本における中国人留学生に対する日本語教育の歴史的研究一宏（弘）文学院を中心一」	広島大学教育学部 『広島大学教育学部紀要』第二部第 43 号	1994
10	鈴木正弘	「留日中国人学生の学んだ日本史教育の一端一振武学校・成城学校における日本史教育一」	立正大学史学会 『立正史学』103	2008
11	北村淳子	「東京同文書院における初期日本語教育（明治 32-34 年）一チェンバレン本をめぐって一」	日本国際文化学会 『インターカルチュラルー日本国際文化学会年報一特集文化の戦略性をめぐって』アカデミア出版会	2009
12	二見剛史	「第一高等学校における中国人留学生教育」	国立教育研究所 『国立教育研究所紀要』第 95 集	1978
13	呂順長	「清末〔五校特約〕留学と浙江省の対応」	中国研究所 『中国研究月報』1998 年 2 月号	1998
14	王嵐	「〔五校特約〕と山口高等商業学校」	神戸大学国際文化学会 『国際文化学』第 5 号	2001
15	経志江	「明治末期東京高等師範学校における中国人留学生教育の成立」	『教育学研究紀要』第 46 卷 第 1 部 中国四国教育学会	2000
16	見城梯治	「明治～昭和期の千葉医学専門学校・千葉医科大学における留学生の動向」	千葉大学国際教育センター 『国際教育』2009 年 3 月 第 2 号	2009
17	大里浩秋	「『官報』を読む」	御茶の水書房 『中国人日本留学史研究の現段階』2002 年	2002
18	孫安石	「経費は遊学の母なり」	御茶の水書房 『中国人日本留学史研究の現段階』2002 年	2002
19	田涛	「清季留日費用述略」	李喜所編 『留学生与中外文化』南開大学出版社	2005
20	劉功君	「清季留日経費的籌措与管理」	『安慶師範学院学報』（社科版）2007 年第 1 期	2007
21	盛海生・汪明舟	「清季公費留学経費情况考察（1895-1911）」	『徐州師範大学学報』（哲学社会科学版）第 34 卷第 2 期	2008

第I部 清政府の日本留学生派遣と日本側の対応

第一章 清政府の留学生派遣をめぐる諸政策と日本側の対応

第一節 留日学生派遣政策の成立及び日本側の働きかけ

1. 留日学生派遣政策の成立

中国人日本留学史の研究においては、一般に1896年に駐日公使裕庚が日本に連れてきた13名の学生が最初の留日学生とされる⁷。しかし、これらの13名の学生は日本語と日本事情に通じる公使館の人材を養成するために派遣されたもので、当時の清政府に正式に派遣された留日学生ではなかった⁸。清政府が留日学生派遣政策を打出して、正式に留学生を派遣できたのは1898年になってからのことである。ここでは、まず、清政府の留日学生派遣の背景およびその派遣政策の成立に触れておきたい。

周知のように、日中両国の文化交流史としては、中国の隋唐時代に日本側が「遣隋使」、「遣唐使」および留学生などを派遣しており、その後も中国の文化、技術などを学ぶために中国に渡る歴史があった。しかし近代になって、特に1890年代から中国が日本に留学生を派遣する時代が変わった。この変化の背景には、当時の清政府が西洋先進諸国からの侵略ないし分割の危機に直面し、1895年には日清戦争に敗北して、日本との間で不平等な「下関条約」が締結され、さらに窮地に陥ったことがある。こういう状況において、康有為などの知識人は富国強兵の方策を模索し、西洋の先進文化、技術、軍事などを導入せざるを得ないことを痛感し、「変法」運動を起こすに至った。彼らは明治維新を経て近代国家になった日本をモデルにし、日本留学を奨励した。

しかし、日本留学が必要という認識は知識人層の間に広がっただけではない。「変法」運動に反対した清政府の開明派官僚の張之洞も日本留学を推奨する立場をとったのである。1898年3月に出版された張之洞の『勸学篇』の「游学」篇では、日本への留学生派遣の利点などを力説した。その利点として5つ挙げられている。

游学の国として、西洋より東洋（日本）がよい。一は、地理的に近く、費用を節約できる。一は、中国に離れていないので考察し易い。一は、日本語は漢文に近くて理解し易い。一は、西洋書は複雑であるが、西洋の学問の要点は日本人がすでに選択している。一は、中国と東洋（日本）の情勢風俗が近く、半分の労力で倍の成果を収めることができる。⁹

『勸学篇』が光緒帝の賛成を得て各省に頒布されたことにより、日本への留学生派遣の議論は中央政府から地方まで広い範囲で影響を及ぼした。こうした状況の下、留学生派遣は、国家近代化の実現のための人材を育成するもっとも有力な手段の一つとして重要視さ

⁷ さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』増補版、くろしお出版、1970年、15頁。

⁸ 黄福慶『清末留日学生』中央研究院近代史研究所專刊（34）、1983年、13頁。

⁹ 張之洞『勸学篇』、『張之洞全集』第12冊（苑書義・孫華峰・李秉新主編、河北出版社、1998年8月）に収録。

れることになった。同年6月、山東道監察御史楊深秀は「請議日本遊学章程片」を上奏し、日本留学派遣を促した。8月には軍機処が光緒帝の命令を受け、総理衙門に日本留学派遣の章程を定めて上奏するように伝えた。その後、総理衙門で「遴選学生游学日本章程」（以下「遴選章程」と略す）が覆奏され、日本留学が国策の一つとして定められた¹⁰。「遴選章程」の内容は以下のようである。

同文館の東文（日本語一引用者）を学ぶ学生から数人を選び、また南北洋大臣、両広、両湖、閩浙各督撫は、現に設けている学堂の中から年少かつ明敏で、大抵東文に通じる学生を選び、総理衙門に報告、総理衙門から駐日公使に通知して陸続派遣する。駐日公使が彼らを監督する。いままでの西洋留学のようにべつに留学生監督は設置しなくてよい。学生の費用は当該官署から駐日公使におくり、随時支給する。

以上のような簡略な内容ではあったが、中央から各省までの全国範囲で官費生を派遣し、彼らを駐日公使が監督するという旨が伝えられた。すなわち官費生を中心とした派遣政策が正式に成立し、清末の日本留学の制度が初めて確立したのである。さらに1898年9月光緒帝は本国の留学生を教育する日本に対して感謝の意を表す文書を発して、留学生派遣を両国間の重要な事柄とした¹¹。

2. 日本側の働きかけ

清政府の留日学生派遣政策成立の経緯を述べたが、その派遣政策の確立過程で、日本側の働きかけがあったことを見逃すことはできない。

日本側の積極的な働きかけは、駐清公使、参謀本部、在外領事館員などを中心としたものである。特に駐清公使矢野文雄（以下矢野公使と称す）は中央政府の総理衙門に対し、参謀本部と在外領事館員はおもに南方各省の総督、巡撫などに対して、日本への留学生派遣を勧誘した。ここではまず矢野公使の「留日学生派遣の提案」（以下「提案」と略す）について触れ、さらに在外領事館員の働きかけに触れ、参謀本部の働きかけについては第3章の「湖北省の留学生派遣と留学経費」で詳述する。

矢野公使の「提案」は、清政府側が日本留学政策を採用するに至る直接的な契機になったと考えられる¹²。矢野は1898年5月7日総理衙門に出頭し、清政府の各大臣に日本への留学生派遣を力説した¹³。その「提案」の具体的な内容は以下のとおりである。

¹⁰ この「遴選章程」を定めた具体的な時期については、1898年と1899年の二つの説がある。『約章成案匯覽』（乙篇、巻32下、15～17頁）と舒新城『中国近代教育史資料』（上、人民教育出版社、1961年、173頁）は1899年としているのに対し、細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」（早稲田大学史学会編『史観』第86・87冊、深谷先生古稀祝賀記念号、1973年、203～204頁）では、1898年のことであると指摘している。事実として、1898年の後半から、南洋・北洋・湖北などが留学生派遣の準備を進めており、それが「遴選章程」の内容と一致しているため、本研究では細野浩二氏の考えに従う。

¹¹ 「致日本国国書稿」光緒二十四年七月二十二日（1898年9月7日）、『清光緒朝中日交渉史料』巻52、文海出版社印行、1971年12月再版、994頁。

¹² 前掲細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」194頁。

日清両国ノ間ニ於テ此度弥々償金完済威海衛占領引揚ノ運ビト相成、両国ノ輯睦益々厚カラント望ムノ時ニ於イテ、日本政府ハ清政府ニ厚キ友情ヲ表セント欲ス。今ヤ清政府ハ文武専科ヲ設ケ、又武備ヲ變通スル等、人材ヲ挙ゲルニ急ナリト聞ク。而シテ人材ヲ造ルノ道ハ、学生ヲ教育スルニ在ルヲ知ル。清政府若シ学生ヲ日本ニ派遣スルニ意アラバ、日本政府ハ之ガ為メニ費用ヲ給シテ多数ノ学生ヲ引受ケ教育セント欲ス。是ノ好情ヲ諒シテ返答アリタシ。¹⁴

さらに、矢野公使は日本側の受け入れ留学生数は2百人まで、一人あたり2、3百円で一年間計6万円を日本政府が負担することを口頭で清政府の高官に伝えた¹⁵。

しかし、矢野公使の「提案」に対して、当時の西徳二郎外務大臣は「無関心且つ冷淡で」あった¹⁶。その後6月30日憲政党大隈内閣が成立した直後、矢野公使が一時帰国した。その際代理公使の任に就いた林権助が清国政府と交渉することとなった。林は矢野の「提案」ではなく、新たに意見を出した。その結果、「日本政府ノ為スヘキ事ハ清国政府ノ派スル所ノ学生ニ対シ、大学其他政府ノ管轄ニ属スル諸学校ニ於テ容易ニ入学シ得スノ便宜恩典ヲ与ヘ、且授業料等ヲ徴セス又殊ニ彼等カ為メ教員ヲ設ル等教育ニ関スル直接ノ監督ヲ為シ并費用ヲ供スルニ止メ、学生ノ要スル衣食其外雜費ニハ日本政府ハ干与」¹⁷しないという意見を李鴻章に述べたが、その後1898年9月に起こった戊戌政変のため、清政府は日本留学生派遣についての議論を一時的に中断した。

一方、参謀本部の働きかけによって、湖北省や江蘇省などにおいて、陸軍留学生派遣の準備は着々と進んでいた。1898年末から1899年はじめに、湖広総督張之洞、北洋大臣裕祿、南洋大臣劉坤一などは各20名を選んで日本に派遣した。これらの留学生の受け入れについて、矢野公使は日本の陸軍学校の受け入れの準備がすでに整っているため、南北洋と湖北省から陸軍留学生を派遣するよう総理衙門に伝えた¹⁸。矢野公使の電文を受け、総理衙門は南北洋や湖北省に、陸軍留学生を選び日本に送りその経費を各省が用意するように命じた。ここまで、矢野公使の「提案」から出た留学経費は清政府側の各派遣元が自己負担する形になり、日本側は官立学校に入学する便宜を図り授業料を徴収しない（林代理公使の私案）

¹³ この「提案」は、西洋列強が中国各地で鉄道敷設や鉱山開発などの利権を獲得しつつある情勢の下、日本が福建省内の鉄道敷設権を狙うという動機と絡んでいる。その詳細は前掲細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」195頁を参照。また、矢野公使の「提案」をめぐる清国留学生派遣政策についての先行研究はいくつかあるが、本節では矢野公使の「提案」の前後の事情について、川崎真美「駐清公使矢野文雄の提案とそのゆくえ」（大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』御茶の水書房、2009年）を参考にしている。

¹⁴ 外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留学生関係雜纂 陸海軍之部」（請求番号3-10-5-3-1）。

¹⁵ 同注8。

¹⁶ 黄福慶「清末における留日学生派遣政策の成立とその展開」『史学雑誌』第81巻7号、1972年7月、40頁。

¹⁷ 前掲外務省外交史料館所蔵「在本邦清国留学生関係雜纂」（陸軍学生之部）。

¹⁸ 矢野公使から総理衙門に送られた電文の原文は1898年12月8日総理衙門より南北洋・湖広総督宛ての文書に転送されていて、それを読むことができる。総理衙門発の文書には「矢野公使が「本国の電文により、（我が国）の陸軍学校（受け入れ）の準備はすでに整っているため、南北洋、湖北三か所から学生を派遣し、陸軍学校に入学するように」という旨を伝えたので、直ちに数名の学生を選考して、選ばれた官員と一緒に日本まで付き添い、経費は派遣省各自が準備する」と書かれている。中国語原文の出典は「札北善後局抜解游学日本経費」『張之洞全集』河北出版社、1998年8月、3724頁。

ということになった。しかし実際には、官立学校に入学する場合、第一高等学校以外では、入学検定料や授業料を徴収することになっていた。この点については、次章でふれる。

3. 清国政府の留学管理政策

1898年に清国政府は正式に留日学生派遣政策を決定したが、その後、戊戌変法、義和団事件などが起こって、日本への留学生派遣の動きは進まなかった。1901年になって清国政府は全国範囲で教育や軍事などを含めた全面的な改革を実施する、所謂「新政」を始めた。新政の開始に伴い、全国各地で新式の学校を創設するために必要な近代的知識を教授できる人材の不足が深刻になった。教育現場に補充する教員を急いで育成するために、各省から速成師範の留学生を日本に送り始めた。しかし、この時期の清国政府は、日清戦争や義和団事件などがあり、西欧列強及び日本との間に不平等条約を締結し巨額の賠償金を支払うこととなっていたほか、軍事費も拡大せざるを得ない深刻な財政難に陥っていた。故に、すべてを政府の財力に頼って留学生を派遣するのは非常に困難なことから、1901年自費で留学することを提唱し始めた。この年6月に張之洞と劉坤一は「籌議變通政治人材為先折」を上奏して、官の財力が限られているので自力で資金を用意して日本に留学する者を、奨励すべきであるという旨を訴えた¹⁹。

しかし、清国政府は留日学生派遣において常にジレンマを抱える状態に陥っていた。すなわち、清国政府は国内各分野の人材を育成するには大勢の留学生を海外へ派遣する道を選ぶしかないが、他方で財政難から自費での留学を勧めるほかなかった。しかし、自費で留学する者が増えると、外国で革命思想の影響を受け、清政府に反対する勢力に傾く学生が増加して、政府側はコントロールできないことを常に警戒させざるを得ない。1902年7月に自費生9人の成城学校への入学を駐日大臣蔡鈞が拒否した所謂成城学校入学事件が起こったのをきっかけにして、清国政府は日本に留学生総監督を置くことを決め、1903年1月最初の総監督である汪大燮を日本に派遣し留学生の管理を任せようとした。永井算巳が指摘したように「清廷によって一石二鳥の策として熱心に奨励され、其の結果、毎年が増加の一途を辿ってきた私費留学生が、逆に、現在は危惧制限」されようとしている事情から²⁰総監督を設置したのである。

しかし、総監督を派遣したものの留学生を監督するための規定はまだ制定されていなかった。1903年6月に留学生を監督する方法を考えるよう命じられた張之洞は、外国に留学している学生に対して自国の法律は拘束力を持たないので日本政府の力を借りようとし、駐清公使内田康哉に相談して留学生に対して各種制限を設けようとした。また同年の10月に張之洞は「籌議約束奨励游学生章程（附章程）」（光緒二十九年八月十六日、1903年10月6日）を上奏すると同時に、「約束游学章程」（以下「約束章程」と略す）、「奨励游学卒業生

¹⁹ 張之洞・劉坤一「籌議變通政治人材為先折」光緒二十七年五月（1901年6月）、陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』上海教育出版社、1991年、12頁。

²⁰ 永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」『信州大学紀要』第2号、1952年、27頁。

章程」(以下「奨励章程」と略す)、「自行酌辦立案章程」(以下「自案章程」と略す)の三つの章程の案を作り、奏文に添付している²¹。それぞれを要約すれば、以下のようである。

「約束章程」は合計10条からなり、主旨として、学生の入学については、官・自費生を問わず、駐日大臣或いは留学総監督が紹介する者のみを合格させ、それ以外の人は入学させないこと、留学総監督に紹介された私立学校は、文部省に認められ、教育レベルが官立学校に相当するもので、在学中の学生の行動は、当該学校により監督されるべきであり、学生は学業に専念させ、勝手な演説や政治に関係ある新聞を刊行したりすることを学校側は禁止すべきであり、邪説に惑わされる言動不審な者を退学させるなどの決定を下す時に、駐日大臣の判断に従い、学校側は協力すべきである、とした。要するに、この「約束章程」は、清政府が留学生の管理を駐日大臣や留学総監督に託して、日本側の各学校に協力してもらうという主に学生の言動を規制するために定められたのである。

次の「奨励章程」も合計10条で、日本の各学校を卒業し帰国した学生の中で品行方正な者に対して、卒業校の違いによって、科挙制度下の貢生、挙人、翰林などの身分を与え、官庁に登用することを奨励した。

そして、「自案章程」は、国内で派遣前に留学生の出身地などを管理することや政治・法律・陸軍の三科を学ぶ人数や陸軍の留学を官費のみに制限しようとするものである。本章程は日本側と関係なく自国内で実行するもので、本論文との関連が少ないため、詳しく述べることはしない。

「約束章程」と「奨励章程」を定める過程で、張之洞などは数回にわたって内田公使と面談し、さらに同公使を通じて日本側の意見を取り入れて章程の用語や個別条目に対して修正・添削を加えたことが、張之洞から瞿子玖や外務部宛ての文書より確認できる²²。永井算巳は清国留学生取締規則事件の性格を分析する際に、その背景として1903年にこれら二つの章程が定められた過程に触れ²³、金谷志信は、その過程をさらに詳述し、日清両政府の留学生に対する思惑を検討した²⁴。筆者はここで両氏の研究を参考にし、内田公使の交渉中の姿勢や官立学校を中心に入学させることを希望する張之洞の考えなどについて詳しく述べ、「約束章程」を実行するのがほぼ不可能であるという点を補充したい。

もともと、張之洞を中心とした清国政府が決めた「奨励章程」は、私立学校の卒業生を奨励の対象外にしたが、内田公使はこれに強く反対した。これらの章程を公布するまで張之洞らと内田の間で数回にわたって行われた交渉によれば、内田は私立学校の卒業生を奨励の対象に入れることを主張し、しかも、取締りを希望するのならば、奨励することを前提にしなければならないという姿勢であった。なぜ内田公使は私立学校を卒業する留学生を奨励の対象にすることを強く主張したのかというと、「日本留学卒業生に官吏任用の特権

²¹前掲陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』53-59頁。

²² その文書は「致瞿子玖、鹿滋軒」光緒二十九年七月十一日(1903年9月2日)、「致瞿子玖、鹿滋軒」光緒二十九年七月十五日(1903年9月16日)、「復外務部」光緒二十九年九月初八日(1903年10月27日)、『張之洞全集』10292-10294頁、10321-10322頁)などである。

²³ 前掲、永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」。

²⁴金谷志信「所謂清国留日学生取締規則事件の背景」『学習院史学』第9号、1972年11月。

付与」²⁵を求めている日本側の思惑があるため、金谷は「巧妙に親日勢力を扶植しようとした」²⁶と指摘している。また、見逃すことができない事実の一つは、この時期には、すでに日本の私立学校に在学している留学生数が官立学校生よりもはるかに多く、もし私立学校の卒業生を奨励の対象外にすると、奨励できる者がより少なくなる可能性があった。

なお、内田公使は留学生の取締りに対し積極的な姿勢ではなかった。張之洞らとの交渉を担った内田の取締りに対する反対のポイントのみを整理すれば、次のようである。一、「約束章程」は両国間の正式な条約ではなく、日本が取締る責任を担う必要はない²⁷。二、現在、私立学校は益々増え、留学生が自ら私立学校に入学しているのですでに正確な数を把握することは困難である²⁸。三、日本の法律により、学校側は留学生受け入れの自主的な権限を持っているので、政府は学校側に入退学を強制できない²⁹。四、日本の学校は多く、章程に従うことをすべての学校に命じることは不可能である³⁰。すなわち、ここで内田は、私立学校の卒業生を「奨励」させるために、「約束章程」に決められたことには協力するが、自国の事情と私立学校の現状からみれば、留学生を取締るのはほぼ不可能であるとほめかしているのである。

事実、1903年10月に「約束章程」と「奨励章程」を定めてから一年が経過した翌年10月になってから、東京府知事は「三甲第六九三二号二」を以て、清政府と駐清公使の協議を経て定めた取締り及び奨励章程を文部省の通牒として府下の各学校宛に発送するに止まった³¹。

一方、張之洞などを中心とした清政府は、自国の留学生を規制することを日本政府に托そうとした。留学生を規制する目的で定めた清政府の「約束章程」に対して、当時の中国の新聞には、不審な言動のある留学生を強制的に退学させることを求める張之洞を、「留学生教育についての思惑は、(一方的に日本側の各学校に協力し自国の学生を取締ることにより一筆)日本との関係がもう内政干渉の問題にのぼり、教育問題ではなくなったのが事実であり…もし中国の学生らが在学中に犯罪を冒し日本に損害を与えたのであれば、日本にはその学生を処罰し強制帰還させる法律があるはずである。…」という批判の声が上がった³²。

清国政府の期待と日本側の対応の間には上述のように大きな溝が存在していた。しかし、これらの章程に対して、日本側は「学問の自由の制限である点を憚り、単に一片の通知書通達を以て事態を糊塗すべく試みたが、清廷の強硬な督促に、省令第十九号の「清国人ヲ

²⁵ 前掲永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」28頁。

²⁶ 前掲金谷志信「所謂清国留日学生取締規則事件の背景」57頁

²⁷ 「致瞿子玖、鹿滋軒」光緒二十九年七月十五日(1903年9月16日)『張之洞全集』10294頁。

²⁸ 同上。

²⁹ 「復外務部」光緒二十九年九月初八日(1903年10月27日)『張之洞全集』10322頁。

³⁰ 同上。

³¹ 前掲永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」29頁を参照。

³² 『経世文潮』第8期、1904年3月16日)。

入学セシムル公私立学校二関スル規程」を公布せざるを得なくなった」³³という状況もあった。

さらに、内田公使の「学生を派遣する権限は、貴国の駐日大臣や留学生総監督にある。私立学校の質を心配するなら、なるべく私立学校に留学生を少なめに派遣すればよい」³⁴という意見に対して、なるべく留学生を官立学校に送り私立学校の人数を留学生全体の三分の一にまで制限するという張之洞の考えは、明らかに自国学生の基本的な素養を十分に認識しておらず、また日本側の学校教育の現状からかけ離れていた。ここで当時の日本の官立学校の入学状況を知る助けとして、1907年学部が「五校特約」の計画を立てる際にまとめた次の記述を見ておきたい。

調べによれば、日本の官立高等・専門学校は中学校卒業相当の学力レベルがなければ入学できず、これらの学校で学ぶ（日本の学校は尋常小学校から、高等小学校、中学校まで卒業して高等或いは専門学校を出てからはじめて大学に入学する資格を持つ）には、入学希望者が多くて定員枠が少ないため、試験を通して優秀者を選んでいく状況であり、合格するのは容易なことではない（これは所謂競争試験である）。かつて官立学校で学んだ我国の留学生は試験に合格して入学したとしても、当初は留学生の人数が少ないために特別な扱いをされたわけで、入学当初の我国学生のレベルは確かに日本人の学生に及ばなかった。ただその学校で学ぶことを強く希望している留学生らは、賢くて学問を好む者だったので非常に勤勉に努めていい成績をとった（これは数年前の状況である）。近年、普通科を卒業して官立学校への進学を希望する者が増えてきたが、入学試験を経て合格し入学した者は、当該校長の話によるとその程度ではまだ日本人学生に及ばないようだ。……³⁵

上記の『官報』に書かれた官立学校の入学状況を参考にすると、官立学校を優先したいとする張之洞の希望の実現はなかなか厳しかった。実際、「約束章程」と「奨励章程」を定めた1903年には、すでに千人以上の留学生が日本に滞在しており、多くの留学生が入った学校は宏文学院、東京同文書院、成城学校などの私立学校である。その後1904年になると留学生が倍増して2400人となり、さらに1905年に入って約8000人以上の留学生が存在している。特に1904年から1905年にかけて留学生が6000人以上に急増すると、迅速に対応できるのは私立学校しかなかった。留学生を入学させる学校は官立を優先し、私立は三分の一にとどめ、多くとも五割を超えないという張之洞の発想は、早くも実現不可能になった。

以上のような状況で、自費生と私立学校への入学を制限しようとする張之洞を中心とした清政府と日本側との協議を経て作った「約束章程」の効果はほとんどなかった。その後、革命活動に参加する留学生が増え、学校に在籍しても登校しない現象もしばしばあり、留日学生の中で様々な問題が起こっている。全国教育事業を管轄する機関として1905年に設

³³ 前掲永井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」28頁。

³⁴ 前掲「致瞿子玖、鹿滋軒」光緒二十九年七月十五日（1903年9月16日）『張之洞全集』10293頁。

³⁵ 「学界記事」『官報』第8・9期合併号。

置された学部は、これらの問題を解決するため、1906年3月に「通行各省選送游学限制辦法電」を發した。その制限の内容は、長期留学を望む場合、高等学校と専門学校に入りたい者は中学堂以上を卒業した学歴を持つ必要があり、工芸などを除き、速成留学を希望する場合は、中学堂の学歴と漢文の素養の両方が優秀で年齢が25歳以上、教育界と政治界において実務に関わった者であり、それ以外の速成留學生の派遣は一切禁止となった。さらに、同年8月に学部は「通行各省限制游学並推廣各項学堂電」を各省に送り、速成留学の派遣停止を徹底させた。12月に学部は「管理游学日本学生章程」(以下「管理章程」と略す)を頒布、駐日公使館内に游学生監督処を設置して、留學生を統一管理するようになった。監督処が機能して間もない最も重要な仕事としては、「専ら中国人留學生のために設けた学校では、設けられた学科がさまざまに誰でも簡単に入学できるので、各種の問題が起こるのは不可避であった。故に、各種の問題を解決するには、留學生を受け入れる学校を指定すべきである。」³⁶との考えを実施に移すために、日本側の関係者との間で「清国留學生教育協議会」を開催して19校の私立学校を指定することになった。このように留學生が入学できる学校を指定するのは、見方を変えれば留學生を管理しやすくするために採用した取締りの一つの方法であるとも言える。

本節で清政府の留日學生派遣の政策の成立、日本側の働きかけ、そして留學生に対する奨励と規制制度が整えられる過程を述べてきた。そこには留日學生の卒業生の質を向上させることを目指す一方、私立学校を取締り、留日學生の革命運動への参加を防ごうとする清政府の意図が見られた。次節からは、日本側の留學生受け入れ校としてではなく私立学校を優先させようとする動きと私立学校側にも留學生を受け入れる好条件があったということ述べたい。

第二節 日本側の留學生受け入れ

1. 初期の私立学校への入学の動き

前節でふれたように、清政府は日本の官立学校を重視し、そこに多くの留學生を入学させようとしたが、実際に留學生を受け入れたのは、主に私立学校であった。このような流れができたのは、日本側に大きな原因があると考えられる。その原因の一つは、日本側が最初の留學生を受け入れる頃から、私立学校に優先的に入学を進めた事情がある。もう一つは私立学校ならではの特徴があったため、多くの留學生を受け入れるのは私立学校しかなかったのである。

まず、原因の一つについてその具体的な状況を見る。

実は、1898年矢野公使が清政府の官僚たちと交渉している間に、在外領事館員の斡旋により各省政府から留學生を派遣する計画がすでに始動していたのである。その始まりは浙江巡撫から8人の文系と陸軍の留學生を日本に送ったことである。

³⁶ 学部「酌擬游学日本章程請設專員管理折(附章程)」光緒三十二年十月十七日(1906年12月2日)、前掲陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編』384頁。

1898年5月杭州領事館事務代理速水一孔より外務大臣西徳二郎宛の機密文書は浙江省の文系と陸軍の留学生を日本に派遣する内容であり、そこには速水の積極的な斡旋ぶりが窺える。

清国ニ於テ……今春ヨリ漸ク学生ヲ外国ニ派遣セントノ計画アリテ且学生ハ日本ヘ派遣スルノ議有之小官ヘモ内々相談有之故小官ニ於テハ必ス我邦ヘ留学適當ナルコトヲ説明致置候其後本件ハ漸ク熟成シ再ヒ小官……私信ヲ以テ參謀本部橋本大尉ヘ問合セ候処此度同部福嶋大佐ヨリ回答有之本件ニ関シ若シ学生派遣ノ場合ニハ相当ノ便宜補助ヲ与フ可ク最初ハ陸軍予備学校ヘ入学セシメ続テ清国公使ノ照会アレハ士官学校ヘ入学ヲ許ストノ事ニ有之因ヲ當巡撫ヘ我ガ陸軍ニ於テハ頗ル厚意を以テ学生ノ入学ヲ差許スニ付若シ派遣ノ意アレハ執行致スヘキ旨勸告致……³⁷

1898年春、日本に留学生を派遣する計画を準備していた浙江巡撫から在杭州領事館の事務代理速水に相談があった際に、速水は積極的に日本への留学派遣の妥当性を語った。同時に速水から陸軍留学生の引受けについて参謀本部に問合せた結果、参謀本部は「相当ノ便宜補助」を与え、陸軍予備学校に入学させ、その後清国公使の照会を得て陸軍士官学校に入学させるという回答を得ていた。

陸軍予備学校については、さらに具体的に川上操六参謀総長が西外務大臣に照会をして、「…我士官学校ヘ入校スルニハ相当ノ手續ヲ要シ候得共其準備ノ學術ヲ研究スル為メ成城学校ニ入ルハ別段ノ交渉ヲ要セス」と回答した。

すなわち、浙江省の留学生にとっては、官立の陸軍士官学校と比べて、私立の陸軍予備学校である成城学校は「相当ノ手續」もいらない、「別段ノ交渉」も必要なく随時入学できるという手続き上の簡便さがあると強調した。その「相当ノ手續」とは、西外務大臣より速水宛の書簡で「相当ノ手續トハ在本邦清国公使ヨリ本大官ヘ照会シ本大官ヨリ之ヲ陸軍大官ヘ移牒スルノ謂ヒナリ」と書かれているように、陸軍参謀本部所轄の陸軍士官学校へ入学するには両国間の交渉事業を担当する外務省と駐日公使の間でやりとりをするとともに、日本国内の各部署にも交渉する必要がある。従って、手続き上便利な私立成城学校が陸軍留学生の受け入れ学校に選ばれたのである。

浙江省から陸軍留学生と同時に派遣されたのは4名の文系留学生である。速水は文系の留学生の入学は、陸軍留学生と同じく私立学校のほうが「捷徑」であると勧めると同時に、外務省にその入学の便宜を図るように頼んだ。

……文学生ハ錢承誌仁和県学廩生年二十四歳 陸世芬仁和県学附生年二十七歳 陳槐義烏県学廩生年二十五歳 何燭時諸暨県監生年二十一歳 右四名ニシテ是等ハ未タ其修ムル学課ニ就テハ一定ノ方針を定メス、……先ツ普通学ヲ修ムル方適當ト被存小官愚考ニハ右留学生ヲシテ政府直轄ノ高等ナル学校ニ入学シメンニハ夫々試験ノ順序モアリ且又留学生ノ為メ特別ノ教授法ヲ設ケントスルモ手續上六ヶ敷力

³⁷「浙江省ヨリ文武留学生並ニ遊歴官派遣之件具申」1898年5月25日、前掲「在本邦清国留学生関係雜纂 陸海軍之部」。

ル可シ若シ私立学校ナレハ其間ニ変化融通ノ道アレハ差当リ確實ナル私学校ニ入学セシムル方捷徑ナルヘク。³⁸

外務省は速水の上述の報告を受け、高楠順次郎に依頼して私立の日華学堂を設ける運びとなり、浙江巡撫より派遣された4名の留学生は日華学堂の最初の入学者となった。

以上のように、中央政府の留学生派遣に先立ち、各省のなかでも最も早く日本に留学生を送った浙江省に対応して、日本側は陸軍と文系の留学生ともに私立学校への入学を勧め、受け入れの準備を進めていたことが分かった。こうして、参謀本部と外務省の依頼で、私立学校である成城学校と日華学堂は留学生の教育を始めた。のちに増え続けた留学生を受け入れたのも主に私立学校である。これは、私立学校が簡単に設立でき、官立学校の入学より制限が少なかったとされる、所謂「捷徑」のためであると言えよう。

以上は、外務省や参謀本部が派遣された留学生に直ちに対応できるため、入学の便宜さがある私立学校を選んだ背景である。一方、私立学校への入学が勧められた原因のもう一方は、私立学校が日本の教育法制上で各種学校として位置づけられ、1899年文部省により頒布された「私立学校令」に準ずる規制を受けるのみであったという事情がある。1899年以前の留学生受け入れ校は亦楽書院（嘉納治五郎の嘉納塾より改称された）、成城学校、日華学堂、横浜大同学校（中国人により設立された）の4校しかない。1899年以降、留学生受け入れ校は逐次増加したが、それは「私立学校令」及び同日発された施行規則に基づくためである。特に留学生を受け入れる学校の場合、1905年11月に文部省が「清国人ニ関スル公私立学校入学規程」を頒布するまでは、準じる法令は「私立学校令」しかなかった。以下にこの「私立学校令」の主な項目及び施行規則のすべてを挙げる。

「私立学校令」

第一条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監督ニ属ス。

第二条 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ。

第十条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得。

- 一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ。
- 二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ。
- 三 六箇月以上ノ授業ヲ為ササルトキ。
- 四 第九条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ。

「私立学校令施行規則」

第一条 私立学校令第二条ニ依リ私立学校設立ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ニ校地、校舎、寄宿舎ノ図面ヲ添ヘ監督官庁ニ申請スヘシ。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置

³⁸ 同上。

四 学則

五 経費及維持方法

前項第一号乃至第三号及校地、校舎、寄宿舍ノ変更ハ監督官庁ニ開申シ第四号ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ。

第二条 学則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ。

- 一 修業年限、学年、学期、休日ニ関スル事項
- 二 学科課程、授業時間ニ関スル事項
- 三 試験ニ関スル事項
- 四 入学退学ニ関スル事項
- 五 授業料、入学料等ニ関スル事項
- 六 賞罰ニ関スル事項
- 七 寄宿舍ニ関スル事項
- 八 職員ノ職務ニ関スル事項³⁹

以上の「私立学校令」と「施行規則」に書かれているように、私立学校の運営は地方官庁の監督を受けることと設立の際に申請書類を地方官庁に提出し認可を受けるのみで、学校の規模、維持費、定員など具体的な基準がないので、簡単に設立することができた。清政府側の情勢の影響を受け、増えつつある留学生に迅速に対応して受け入れることができたのは日本側の私立学校しかなかったのである。

2. 清末の留日学生教育に対する日本側の考え

前述したように、日本の外務省は清国駐在の公使や領事などの報告を受けて、比較的速やかに対応しやすい私立学校での留学生の受け入れを推進した。このような動きの背後には、すでに先行研究で指摘されているように「日本の在清高官の清国に対する留日学生派遣の働きかけは、その基礎的動機を教育的な見解に置いたものではなかったことが明らかである。むしろ留学生教育の問題を、中国における日本の政治的、軍事的勢力の強化の手段として利用しよう」⁴⁰としており、これはあくまでも外務省の姿勢を反映していた。それでは、日本の教育界及び教育関係者は留日学生の教育に対してどのように反応したのか、そして増える一方の留学生の対応についてどのように議論したのかを見てみる。

当時の日本教育界と教育家の留日学生教育への反応についての論述は、管見の限り、蔭山雅博と李曉東の研究が挙げられる。蔭山はすでに明治後期の教育雑誌所収の清国留学生関係記事の掲載状況を概観し、日本留学の始まりから最盛期を経て清政府の留学方針が変更される時期までの諸相を各時期の関係記事を利用して解説している⁴¹。李は日本の教育家

³⁹ 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第四巻』講談社、1964年、653～657頁。

⁴⁰ 前掲細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」204頁。

⁴¹ 蔭山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収 中国・韓国・台湾関係記事』龍溪書舎、1995年7月。